平成２３年（フ）第３６号
三重県松阪市鎌田町826番地１
債務者　水谷　雅行
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　破産債権の届出期間　平成23年４月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３０８号
広島県福山市曙町６丁目10番24号　ノールリヴィエール210、前住所広島県福山市芦田町大字福田2816番地13
債務者　高橋以久江
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　光弘
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５９号
新潟市東区紫竹２丁目１番66号
債務者　櫻井　昌志
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　高志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月17日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４号
新潟市中央区山二ツ521―１　株式会社ウエスト内、前住所新潟市中央区鳥屋野417番地34　パークコート新潟609号
債務者　鈴木　一弘
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月１日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７０号
広島市安佐北区落合１丁目７―26、住民票上の住所広島市安佐北区落合１丁目48番１―705号
債務者　冨永　和也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大植　　伸
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月24日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８号
広島市東区上温品２丁目18番３号　ひばりヶ丘
債務者　寺田　　清
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　達麻
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１号
神戸市西区美賀多台１丁目２番地　W―1010号
債務者　武田　克明
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　唯人
4　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
北海道旭川市秋月２条１丁目１番10号　新富ハイツ102
債務者　吉田　光一
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５１号
北海道旭川市秋月２条１丁目１番10号　新富ハイツ102
債務者　吉田　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７号
北海道旭川市豊岡４条７丁目１番32号　大川マンションＡ102号室
債務者　木村　英男
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月１日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７号
愛知県犬山市大字犬山字南古券201番地19　クラシック犬山203
債務者　古川美智子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　康人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４９号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋122番地　ハピネス21―１―Ｂ号室
債務者　比嘉みゆき（旧姓兼島）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１０２６号
大阪市港区市岡１丁目６番７号　橘マンション
債務者　田村壽美子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　伸一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部